



北極ガバナンスにおける「先住民族」と「地域社会」の区別：イヌイット極域評議会2020年政策白書を素材として

鈴木, 海斗

(Citation)

ArCS II 国際法制度課題ブリーフィングペーパー・シリーズ, 8:1-11

(Issue Date)

2023-02

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100479036>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100479036>



北極ガバナンスにおける 「先住民族」と 「地域社会」の区別

イヌイット極域評議会
2020年政策白書を素材として

鈴木海斗

ArCS II 国際法制度課題
ブリーフィングペーパー・シリーズ
第8号J (2023年2月) リサーチブリーフ
ArCS II/Int' l Law/BPS/08/J/RB (2023/2)

08

北極ガバナンスにおける 「先住民族」と 「地域社会」の区別

イヌイット極域評議会2020年政策白書を素材として

ここが POINT

- POINT 1 2020年に北極域の先住民族組織であるイヌイット極域評議会が、「地域社会」に関する政策白書を公表した。北極ガバナンスにおいては、先住民族の土地や天然資源に対する権利を保障することが重要である。同時に、伝統的な知識の発展を通じて環境保護に貢献しうるアクターとして、「地域社会 (local communities)」の権利が議論されるようになってきており、先住民族 (Indigenous peoples) との異同が問われてきた。しかし、地域社会がそもそもどのような存在を指すのか、個人なのか集団なのか、不明確に止まるのが現状である。
- POINT 2 先住民族の権利は、国際人権法上、脱植民地化および文化的独自性のためのものであり、要求され認められてきた。他方で、先住民族の定義が未だに不明確であることや、地域社会についても、特に国際環境法上、意思決定過程における参加の権利が認められつつあることにより、先住民族と地域社会が主張できる権利の内容は接近しつつある。
- POINT 3 先住民族と地域社会の権利内容に共通点が見られる現状においても、国際社会においては、先住民族の発言力がより重視されてきた。これは、国際環境法の文脈においても例外ではない。北極ガバナンスの文脈においても、北極評議会において常設参加者の地位を有するイヌイット極域評議会の見解を考慮すると、北極域の環境保護の観点からも、地域社会と区別される先住民族としての主張が重要な役割を果たすと考えられる。

1

イヌイト極域評議会「地域社会」政策白書

まず2020年10月12日にイヌイト極域評議会が公表した「地域社会」に関する政策白書を紹介し、なぜイヌイト極域評議会が、「地域社会」との区別を強調して、「先住民族」としてのイヌイトの権利保護及び発展を求めているのかを明らかにする。その上で、現状の国際法において、「先住民族」と「地域社会」に与えられる権利の内容がどの程度接近しつつあるのか、そしていかなる相違点が存在するのかを概説する。

イヌイト極域評議会の2020年政策白書は、イヌイトが先住民族として有する自決権をはじめとする諸権利について国家及び国際機構による法的保護を求める上で、「先住民族 (Indigenous peoples)」が「地域社会 (local communities)」と混同されそれと同一視されることにより、イヌイトと先住民族がこれまで獲得してきた独自の権利や地位が減じられることに懸念を表明する。その理由は、以下の4点に集約されている。第1に、先住民族には、「地域社会」などの他のマイノリティ集団と異なり、集団的権利を含めた特別な権利を2007年の先住民族の権利に関する国際連合宣言(以下「国連先住民族宣言」)などに基づいて認められている。

第2に、イヌイトが各国内法において承認されているのに対して、明確な承認がない「地域社会」との混同は、法的主張の整合性に支障をきたす。第3に、「地域社会」概念が法的、政治的および文化的観点から曖昧であることを考慮すると、その内実がどのような個人・集団であるか分からず、イヌイトとしての主張の有効性に悪影響を及ぼす可能性がある。第4に、その結果、「地域社会」としての主張は独自性を失いやすく、主権国家の主張に埋没される可能性がある。イヌイト極域評議会は、先住民族と地域社会との区別を意図的に曖昧にしようとしてきた主権国家と、それに反して独自の権利を主張し続けてきた先住民族の対立が見られてきたことを指摘し、その例として1992年生物多様性条約、1992年気候変動枠組条約、そして2000年に設置された国連先住民問題常設フォーラムなどでの議論を挙げる。最後に政策白書は、国連をはじめとする国際機構及び国家に対して、自決権を基礎とする先住民族の権利の発展、それと区別された枠組み及び基準に基づいた地域社会の権利の発展、並びに、先住民族の権利救済の手的発展を勧告している (ICC, 2020)。



2

「先住民族」と「地域社会」の定義について

国際社会において、「先住民族」と「地域社会」の用語は共に、国際的に受け入れられた定義は存在しない。国連の先住民族に対する差別問題特別報告者によると、「先住民族」は、自らの領域において、侵略及び植民地化以前の社会から続く歴史的な連続性を、文化、土地又は言語などについて、他の支配的な社会層から区別された形で有し、そして発展させてきたとされる (Martínez Cobo, 1987)。例としては、カナダのイヌイト、ニュージーランドのマオリ、オーストラリアのアボリジニ、そして日本のアイヌ・琉球民族などが挙げられる。これに対して「地域社会」は、生物多様性条約の下で、次のような特徴を有する共同体として言及される。すなわち、生態学的に特徴を有する地域における生物多様性及び生態学的産物及びサービスに依存しており、その結果として伝統的知識を発展させ取得してきた、農民、漁業民、放牧民、森林居住者などのことである (CBD, 2005)。その具体例としては、ブラジルのキロンボやフランス領ギアナなどが想定されている (CBD, 2011a)。両アクターの関係が最も長い間議論されてきたのは、生物多様性条約においてである。1992年に国連で採択された生物多様性条約は、その第8条j項において「先住民の社会及び地域社会 (indigenous and local communities)」と両者を並列に扱い、それら社会の伝統的知識を尊重し保存し維持することを締約国に義務づけている。さらに2010年の遺伝資源に関する名古屋議定書などで、特に遺伝資源に関する「先住民の社会と地域社会」の利益保護の範囲が大幅に発展させられてきている。

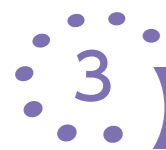
しかし、「地域社会」がいったいどのようなアクターで

あるのかは、いまだに不明確である。例えば、生物多様性条約における専門家グループは、地域社会の具体例について、いくつか共通の要素を見出すことができるという (CBD, 2011b)。そこでは、世界中の様々な文化的・社会的・生態学的背景を有する「地域社会」の主張を比較した上で、その定義のための指標が示されている。しかし、その中でどの指標も優先されるべきではないとされ、実に20以上の特徴が挙げられ、そのうちの「いくつか」を有するものが「地域社会」であるとされる (CBD, 2011b)。その結果として、「地域社会」が先住民族のように伝統的な生活様式を営む共同体に限定されるのか、あるいはNGOのような市民社会団体まで含むかが、曖昧なままにされてきている。

「先住民族」についても、具体的にどのような集団が該当するのかについて、明確にされてきたとは必ずしも言えない。上記特別報告者による作業上の定義は、長い間、国連において参照されてきたものの、2007年の国連先住民族宣言は、最終的に、「先住民族」の定義を行わなかった。その結果、イヌイト極域評議会が「先住民族」として見なしているイヌイトが、その中に含まれるかどうか不明瞭となる。イヌイトは、アメリカ (アラスカ)、カナダ、デンマーク (グリーンランド)、そしてロシアに存在するとされ、イヌイト極域評議会もそのように認識している (ICC Charter, 1977)。しかし、イヌイトが存在する国々における「先住民族」の定義づけが異なるため、実際のところ、具体的にどの集団がいかに分類されるのかは、必ずしも明らかでないという (German Arctic Office, 2021)。

それでも、「先住民族」については、特に国際社会で幅広く保護されるべきアクターを指す概念として生み出され、定着してきたという経緯を考慮する必要がある。本来、「アボリジナル」「ネイティブ」「ファーストネーション」などの概念とその意味するところを、それぞれの社会的背景から切り離して、一様に理解することはできない(Niezen, 2003)。しかしながら、これら

の集団の利益は、国連を中心として、国際社会での脱植民地化の一環として正当化されてきた現実がある(Erueti, 2022)。この運動を通じて、先住民族は、国際文書及び条約の中で言及されることになり、国際法上の権利を享受する主体として認められてきたのである。



先住民族の国際法上の法的地位

先住民族は、1969年米州人権条約、1981年人及び人民の権利に関するアフリカ憲章、1989年国際労働機関の「原住民及び種族民条約」(ILO第169号条約)の実行の下で、土地及び天然資源に対する権利をはじめとする包括的な権利保護の対象とされてきた。中でも、2007年に採択された国連先住民族宣言は、先住民族の自決権に明示的に言及したことで、その傾向を顕著にした。1966年の国際人権規約は共通第1条で「人民(peoples)」の自決権を規定しているが、国連先住民族宣言第3条は、主語の「人民」を「先住民族」に置き換えて同じ内容で先住民族の自決権を規定する。自決権は、平等及び機会の均等に基づいて、国際社会及び国内社会において、自らの政治体制や社会制度を形成しそこでの参加を求める権利を含む。自決権が分離独立、自治、そして資源管理に対する要求の根拠となることは、1960年国連植民地独立付与宣言、国際人権規約共通第1条などの国際文書により、国際社会全体で広く認められてきた。もっとも、後で見るように、国連先住民族宣言では、第46条で主権国家の領土保全に言及しており、先住民族の

自決権は分離独立の権利を含まない。

さらに、自決権において注目されるのは、この権利が集団に与えられることである。これにより、自治権や共有天然資源の管理権といった、個人では享受・行使することが難しい権利を主張することが可能となる。国連先住民族宣言では、天然資源の管理を含む先住民族の共同体的事項について広く自律及び自治の権利が、自決権を行使する特別の形態として認められており(第31条)、先住民族の生活様式の保護を訴える際の有効な法的主張の根拠となりうる。そして、特に国際社会では、国連先住民族問題常設フォーラムや2007年に設置された国連先住民族の権利に関する専門家機構などの国際機関や、先住民族の権利に関する国連特別報告者の活動を通じて、国連先住民族宣言に規定された諸権利の解釈と適用がなされる。国連先住民族宣言それ自体は法的拘束力がないが、こうした国連の実践により、先住民族が、国際及び国内社会においてどのような権利を主張することができるのかが明確にされてきている。

自決権は、国連先住民族宣言以前には、植民地支配下の人民以外に対してはほとんど認められてこなかった。人民の自決権の内容には、分離独立の権利としての外的自決、自らを代表する政府をもつ権利としての内的自決がある。しかし、国連先住民族宣言の起草過程では、自決権の主体となった先住民族が分離独立を主張することによる国内及び国際社会の不安定化を恐れた主権国家が、植民地支配下の人民以外に自決権としての分離独立権は原則認めないと主張した。そのため、国連先住民族宣言では、第3条において先住民族の自決権は規定されたが、第46条2項において分離独立が明文で否定されるに至った。

先住民族の分離独立権を否定できたとしても、先住民族への自決権の適用が主権国家にとって懸念されるものであることに変わりはない。それは、自決権が集団的な権利であることにより、民族や地域共同体などの、国内に存在するあらゆる種類の集団の利益を考慮しなければならなくなり、実質的に中央政府による直接的な統治の及ばない自治制度の形成を認めなければならなくなる可能性があるからである。集団的な権利の存在自体についても、一部の主権国家は非常に消極的な姿勢を貫いてきた。国連先住民族宣言

や2018年に採択された「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」(以下「国連小農権利宣言」)起草過程では、特に個人の人権の侵害を招きかねないとして、集団的権利という法概念それ自体を否定する見解が一部国家からなされている(IGWG, 2017)。

以上からも分かるように、自決権の主体たる先住民族に認められうる権利については、国連を中心にその具体化や明確化が進められているのに対し、地域社会が自決権の主体として認められうるかといった議論は、ほとんどなされていないことがわかる。ただ、2018年国連小農権利宣言で言及された諸権利の主体として、地域社会が該当する可能性が示されていることには留意すべきである(Bessa and Gilbert, 2022)。国連小農権利宣言では、この宣言は対象とする小農活動に従事する「先住民族と地域社会」にも適用されると規定する(第1条3項)。また、個人としての「小農(peasants)」に加えて、「その他農村で働く人びと(other people working in rural areas)」にも権利が付与されるとし、その中には土地、種子及び伝統的知識に対する権利や食糧主権などの集団的な権利も含まれている。



4

国際環境法分野における先住民族と地域社会の参加の位置づけの差異

国際環境法分野における、先住民族と地域社会及びそれらの権利の発展において、環境問題に関する公的機関の意思決定にこれらアクターが参加できることが重要である。国際環境法における参加とは、環境に影響する政策や措置などについて審議・決定される政治的・行政的意思決定過程において、関係ステークホルダーが情報提供を通じて貢献したり決定内容に影響を与えたりすることである(Ebbesson, 1998)。1992年の環境と開発に関するリオ宣言第10項では、環境問題に対応するためには、あらゆる市民が、関連する情報を与えられ、意思決定に参加する機会が与えられるべきと定められる。

国際環境法の文脈で先住民族及び地域社会に言及がなされる際には、意思決定における参加を認める必要性が指摘される場合が多い。リオ宣言第22原則は、「先住民族とその共同体及びその他の地域社会は、その知識及び伝統に鑑み、環境の管理と開発において重要な役割を有する。各国は共同体の同一性、文化及び利益を認め、十分に支持し、持続可能な開発の達成への効果的参加を可能にするべきである」と規定する。例えば生物多様性条約第8条j項の解釈の発展として重要な任意ガイドラインでは、先住民族及び地域社会の参加過程の促進に重点が置かれている(CBD, 2004 & 2019)。さらに、2015年パリ協定第7条5項は、気候変動枠組条約レジームで初めて先住民族と地域社会に言及している。同項は、気候変動への適応に関する行動は、影響をうけやすい集団や社会を考慮して「参加型」であり「十分に透明性のある取組」によるべきとし、伝統的知識、先住民族の知識

及び地域の知識体系に基づき適応に関する行動を策定するよう締約国に勧告している。この規定では、地域社会(communities)と先住民族(indigenous peoples)は、別々に言及されている。

先住民族による意思決定過程への参加は、自決権を行使する手段としても捉えられている。国連先住民族宣言では、意思決定における先住民族の参加権(第18条)は、先住民族から「自由意思による事前の十分な情報に基づく同意(Free, Prior and Informed Consent=FPIC)」を得よう政府に求めること(第19条)により確保される。国連先住民族問題常設フォーラムの2010年「トナカイ放牧」報告書では、国連先住民族宣言における自決権の規定(第3条)と、先住民族の土地等の開発の文脈で政府に求められるFPICに関する規定(第32条)につき、先住民族の文化及びアイデンティティの発展にとって本質的な役割を果たすため、他の関連する条項と併せて、一体のものとして考慮されるべきとされている(UNPFII, 2010)。一般的にも、自決権は政治的機関の意思決定における参加手続を本質としていると主張されており(Klabbers, 2006)、関係国際機関による解釈適用の実践を通じた先住民族の自決権の内容の展開もそれに整合的である(Barelli, 2012)。

そのため、自決権の主体である先住民族とそうではない地域社会との間では、意思決定過程への参加によって主張することのできる権利や利益が本質的に異なることに注意が必要であるが、同時に、両者に認

められる参加手続を類似するものとして捉えようとする動きも見られる。現に、生物多様性条約の下では、先にみたとおり、第8条j項が先住民族と地域社会を並列して規定していることも影響して、意思決定過程への参加の権利を先住民族と地域社会とで区別せずに解釈している。生物多様性条約第15条は、遺伝資源の取得の機会について、当該資源の提供国による事前の情報に基づく同意(PIC)を規定している。これを具体化した2010年名古屋議定書第6条2項では、先住民族の社会と地域社会の両方について、それら社会(communities)が当該遺伝資源に権利を有する場合には、当該社会のPICを得ることを確保するよう、締約国に義務づけている。2016年に生物多様性条約の下で採択された任意ガイドラインは、タイトルでは「先住民族(indigenous peoples)」と地域住民(local communities)」を区別しつつ、国内での文脈に応じてFPICともPICとも呼ばれる制度につき指針を提供するものであるとし、先住民族も地域社会も同様にその指針の対象としている(CBD, 2016)。

それでも、地域社会の意思決定過程への参加の権利は、NGOなどその他の主体との関係で独自性を保つことが困難であると指摘される。そもそも国際環境法においては、必ずしもある共同体が参加の主体として見なされていたわけではなく、むしろリオ宣言第10原則にも規定されているように、環境問題はNGOなども含めた「関心のあるすべての市民が参加すること」により最も適切に対処できるという発想に基づけられている。リオ宣言第10原則を拘束力のある条約という形で発展させた例として挙げられる1998年オーストラリア条約は、特にヨーロッパにおいて、NGOの参加とその役割の発展の促進をもたらしたと評されている(Ebbesson, 1998)。すなわち、先に述べた「地域社会」の概念の不明確さと、それに関する様々なアクターの存在が、意思決定過程への参加の権利の内容の不明確さにつながっているのである。

さらに、「先住民族」概念自体が持つ影響力を考慮すると、特に国際社会において、先住民族には、地域社会とは異なる地位が認められていることに留意する必要がある。国際機関における先住民族と地域社会による参加の度合いが異なるのは、気候変動枠組条約の下で2015年に設置された「地域社会及び先住民族プラットフォーム(LCIPP)」において顕著に示されている。LCIPPの運営を目的とする促進ワーキンググループは、2018年当初、先住民族グループ代表7人と国家代表7人の半数ずつ14人で構成されることが予定されており、地域社会の代表には言及していない。これは、LCIPPの設立に主に携わったのが先住民族であり、その位置づけをめぐって、自決権やFPICなどの法的権利、国際機関における活動実績、及び先住民族が自然環境において果たす文化的な役割が強調されていたからである(Osakada, 2022; SBSTA, 2017)。この経緯の影響は現在でも色濃く残っており、2021年より地域社会の代表にもWGのメンバーの割り当てがなされているものの、3人の追加に限られている上、「より広い観点からの分析」を目的とする位置付けられている点で、その役割が主要なものとなされていないことが浮き彫りとなった。

また北極域では、先住民族を代表する団体であることに大きな意味合いが認められている。北極ガバナンスを担う主要な政府間フォーラムである1996年に設立された北極評議会は、北極域に領土をもつ8カ国が正式メンバーとして参加し、生物多様性、気候変動、海洋及び汚染問題等の環境問題や持続可能な開発に関する調整や協力を行っている。この政府間フォーラムに、イヌイット極域評議会を含む6つの北極先住民族組織が「常時参加者(permanent participants)」に指定され、評議会の交渉及び決定において十全の協議権を有するとされる(Arctic Council, 1996)。常設参加者が、北極評議会において、政府代表とほぼ

同等の資格で協議に参加できているのは、彼らが自決権を有する先住民族団体であるからである。一方で、地域社会を含むその他の共同体はそうに分類はされていない。北極評議会にはオブザーバー資格を有するアクターとして、非北極圏国、政府間機関に加えて、非政府組織(NGO)というカテゴリーがあ

るが、「地域社会」のカテゴリーはない。これについては、北極域のように生活環境の厳しいところでは、先祖代々その地に根付いた生活を営んできた先住民族以外の住民が暮らしにくいいため、イヌイットを含め、先住民族としての一体性を保持しやすいという背景もあるであろう(Wilson and Selle, 2019)。

5

結論

2020年に公表された「地域社会」に関するイヌイット極域評議会の政策文書は、自決権や集団的権利などの点において地域社会の法的地位が先住民族より安定していない現状分析に基づいて、先住民族と地域社会とを区別することを主張していると考えられる。これは、特に生物多様性条約を中心とした国際環境法における議論において、地域社会と先住民族が同等に位置づけられていることにより、国際人権法の展開において少しずつ認められ強化されてきたイヌイットを含む先住民族の権利が弱められるのではないかと危惧しているのである。その一方で、2018年国連小農権利宣言や2016年の生物多様性条約の下での

ガイドラインなどでは、地域社会についても徐々にその権利が認められ国際的な保護の対象になりつつある。中でも、国連小農権利宣言の採択により、食糧主権や土地に対する権利を通じて、集団的権利に基づいた主張が、地域社会についても可能となりうることは留意すべきである。もっとも、気候変動への対処といった環境問題の文脈でも、国際機関における先住民族の参加が優先される状況も見受けられる。特に、北極域では、そこで長年居住してきたイヌイットを含む先住民族が、先住民族としての主張を行う意義が認められやすい歴史的・政治的背景があると思われる。



■ 著者紹介

鈴木 海斗 (すずき かいと) : マギル大学法学部博士後期課程 (2021年9月~)。ArCS II 国際法制度課題研究協力者。研究関心は、国際人権法・国際環境法上における先住民族、地域社会及び小農の権利。

本文で言及のある基本国際文書・国際機関

1960年 国連植民地独立付与宣言 *United Nations Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples*, UN Doc. A/RES/1514 (XV).

1966年 国際人権規約 International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights and *International Covenant on Civil and Political Rights*, UN Treaty Series, vol. 993, p. 3; vol. 999, p. 171.

1969年 米州人権条約 *American Convention on Human Rights*, UN Treaty Series, Vol.1144, No.17955.

1981年 人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 *African Charter on Human and Peoples' Rights*, UN Treaty Series, Vol.1520-I, No.26363.

1989年 原住民及び種族民条約 (ILO条約第169号) *Convention (No.169) concerning indigenous and tribal peoples in independent countries*, UN Treaty Series, vol. 1650, p. 383.

1992年 環境と開発に関するリオ宣言 *Rio Declaration on Environment and Development*, UN Doc. A/CONF.151/26 (Vol. I).

1992年 生物の多様性に関する条約 *Convention on Biological Diversity*, UN Treaty Series, vol. 1760, p. 79.

1992年 国連気候変動枠組条約 *United Nations Framework Convention on Climate Change*, United Nations, Treaty Series, vol. 1771, p. 107.

1996年 北極評議会 Arctic Council <https://www.arctic-council.org/> (accessed 1 January 2023).

1998年 オース条約 *Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-Making and Access to Justice in Environmental Matters*, UN Treaty Series, vol. 2161, p. 447.

2000年 国連先住民族問題常設フォーラム United Nations Permanent Forum on Indigenous Issues (UNPFII) <https://www.un.org/development/desa/indigenous-peoples/unpfii-sessions-2.html> (accessed 1 January 2023).

2007年 先住民族の権利に関する国連宣言 *United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*, UN Doc. A/RES/61/295.

2007年 国連先住民族の権利に関する専門家機構 Expert Mechanism on the Rights of Indigenous Peoples established by the UN Human Rights Council <https://www.ohchr.org/en/hrc-subidiaries/expert-mechanism-on-indigenous-peoples> (accessed 1 January 2023).

2010年 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書 *Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity*, UNEP Doc. UNEP/CBD/COP/DEC/X/1.

2015年 パリ協定 *Paris Agreement*, UN Treaty Series, vol. 3156.

2015年 地域社会及び先住民族プラットフォーム Local Communities and Indigenous Peoples Platform <https://lcipp.unfccc.int>.

2018年 小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言 *United Nations Declaration on the Rights of Peasants and Others*, UN Doc. A/RES/73/165.

本文引用参考文献

Arctic Council (1996) Ottawa Declaration establishing the Arctic Council <https://oaarchive.arctic-council.org/handle/11374/85> (accessed 1 January 2023).

Barelli, Mauro (2012) 'Shaping Indigenous Self-Determination: Promising or Unsatisfactory Solutions?' *International Community Law Review*, Vol.13(4), 413-436

Bessa, Adriana and Gilbert, Jeremy (2022) 'Indigenous Peoples and Traditional Local Communities – Synergies and Challenges' in Alabrese Mariagrazia et al (eds), *The United Nations' Declaration on Peasants' Rights* (Routledge).

CBD (2004) *Akwé: Kon Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessment regarding Developments Proposed to Take Place on, or which are Likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands and Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities*, UNEP Doc, UNEP/CBD/COP/DEC/VII/16 <https://www.cbd.int/doc/publications/akwe-brochure-en.pdf> (accessed 1 January 2023).

CBD (2005) *Development of Elements of Sui Generis Systems for the Protection of Traditional Knowledge, Innovations and Practices*, UNEP Doc UNEP/CBD/WG8-J/4/INF/18.

CBD (2011a) *Report of the Expert Group Meeting of Local Communities Representatives within the Context of Article 8(j) and Related Provisions of the Convention on Biological Diversity*, UNEP Doc, UNEP/CBD/WG8J/7/8/Add.1.

CBD (2011b) *Guidance for the Discussions Concerning Local Communities Within the Context of the Convention on Biological Diversity*, UNEP Doc, UNEP/CBD/AHEG/LCR/1/2.

CBD (2016) *Mo'otz Kuxtal Voluntary Guidelines: Voluntary guidelines for the development of mechanisms, legislation or other appropriate initiatives to ensure the "prior and informed consent", "free, prior and informed consent" or "approval and involvement", depending on national circumstances, of indigenous peoples and local communities for accessing their knowledge, innovations and practices, for fair and equitable sharing of benefits arising from the use of their knowledge, innovations and practices relevant for the conservation and sustainable use of biological diversity, and for reporting and preventing unlawful appropriation of traditional knowledge*, UNEP Doc. CBD/COP/DEC/XIII/18 <https://www.cbd.int/doc/publications/8j-cbd-mootz-kuxtal-en.pdf> (accessed 1 January 2023).

Ebbesson, Johnas (1998) 'The Notion of Public Participation in International Environmental Law' *Yearbook of International Environmental Law*, Vol.8, 51-97

Erueti, Andrew (2022) *The UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples: A New Interpretative Approach* (Oxford University Press).

German Arctic Office (2021) *Arctic Indigenous Peoples* <https://www.arctic-office.de/en/publications/arctic-indigenous-peoples/> (accessed 1 January 2023).

ICC (1977) Inuit Circumpolar Council Charter <https://www.inuitcircumpolar.com/icc-international/icc-charter/> (accessed 1 January 2023).

ICC (2020) Inuit Circumpolar Council, *Policy Paper on the Matters of "Local Communities"* <https://www.inuitcircumpolar.com/project/policy-paper-on-the-matter-of-local-communities/>

IGWG (2017) *Fourth Session of the open-ended intergovernmental working group on United Nations declaration on the rights of peasants and other people working in rural areas* (18-19 May 2017) <https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/rural-areas/4th-session> (accessed 1 January 2023).

Klabbers, Jan (2006) 'The Right to Be Taken Seriously: Self-Determination in International Law' *Human Rights Quarterly*, Vol.28 (1), 186-206.

Martínez Cobo, José (1987) *Study of the problem of discrimination against indigenous populations. Volume 5, Conclusions, proposals and recommendations*, UN Doc, E/CN.4/Sub.2/1986/7/Add.4.

Niezen, Ronald (2003) *The Origins of Indigenism: Human Rights and the Politics of Identity* (University of California Press).

Osakada, Yuko (2022) 'From Victims to Contributors: A Human Rights Approach to Climate Change for the Indigenous Peoples of the Arctic' *The Yearbook of Polar Law*, Vol.13, 16-38.

SBSTA (2017) *Submission by the Indigenous regions of the Arctic, Latin America and the Caribbean and the Pacific* https://unfccc.int/files/parties_observers/submissions_from_observers/application/pdf/871.pdf (accessed 1 January 2023).

UNPFII (2010) *Study on the impact of climate change adaptation and mitigation measures on reindeer herding*, UN Doc. E/C.19/2010/15.

Wilson, Gary N. and Selle, Per (2019) 'Indigenous Self-Determination in Northern Canada and Norway' IRPP Study No. 69 <https://irpp.org/wp-content/uploads/2019/02/Indigenous-Self-Determination-in-Northern-Canada-and-Norway.pdf> (accessed 1 January 2023).

**北極域研究加速プロジェクト(ArCS II: Arctic Challenge for Sustainability II)
国際法制度課題 プリーフィングペーパー・シリーズについて**

プリーフィングペーパー・シリーズ(BPS)は、ArCS IIの下で国際法制度課題が他の課題とも連携しながら進めている北極に関する研究成果を広く社会に還元し、関係ステークホルダーが関心を寄せる課題について、国際法政策的視点から簡潔平易に解説する文書です。シリーズにはISSNがついており、各文書にもdoiがついています。BPSは以下の3つのカテゴリーにて、日本語ないし英語で発刊されます。

- ・ **ポリシーブリーフ (Policy Brief)** : 日本及び関係各国の北極政策立案実施に資するような情報、政策オプションなどを提示するもの。
- ・ **ファクトシート (Fact Sheet)** : 日本及び国際社会のステークホルダーが関心を寄せる北極国際法政策的課題に関わる事実関係や関係国際法制度の現状を正確にまとめたもの。
- ・ **リサーチブリーフ (Research Brief)** : 国際法制度課題の下での研究内容ないしその成果を一般向けに概説したもの。

